

第 1 3 回
群馬県域移動性（モビリティ）・安全性向上検討委員会
【安全性向上】

平成 2 6 年 9 月 8 日

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
群馬県 県土整備部

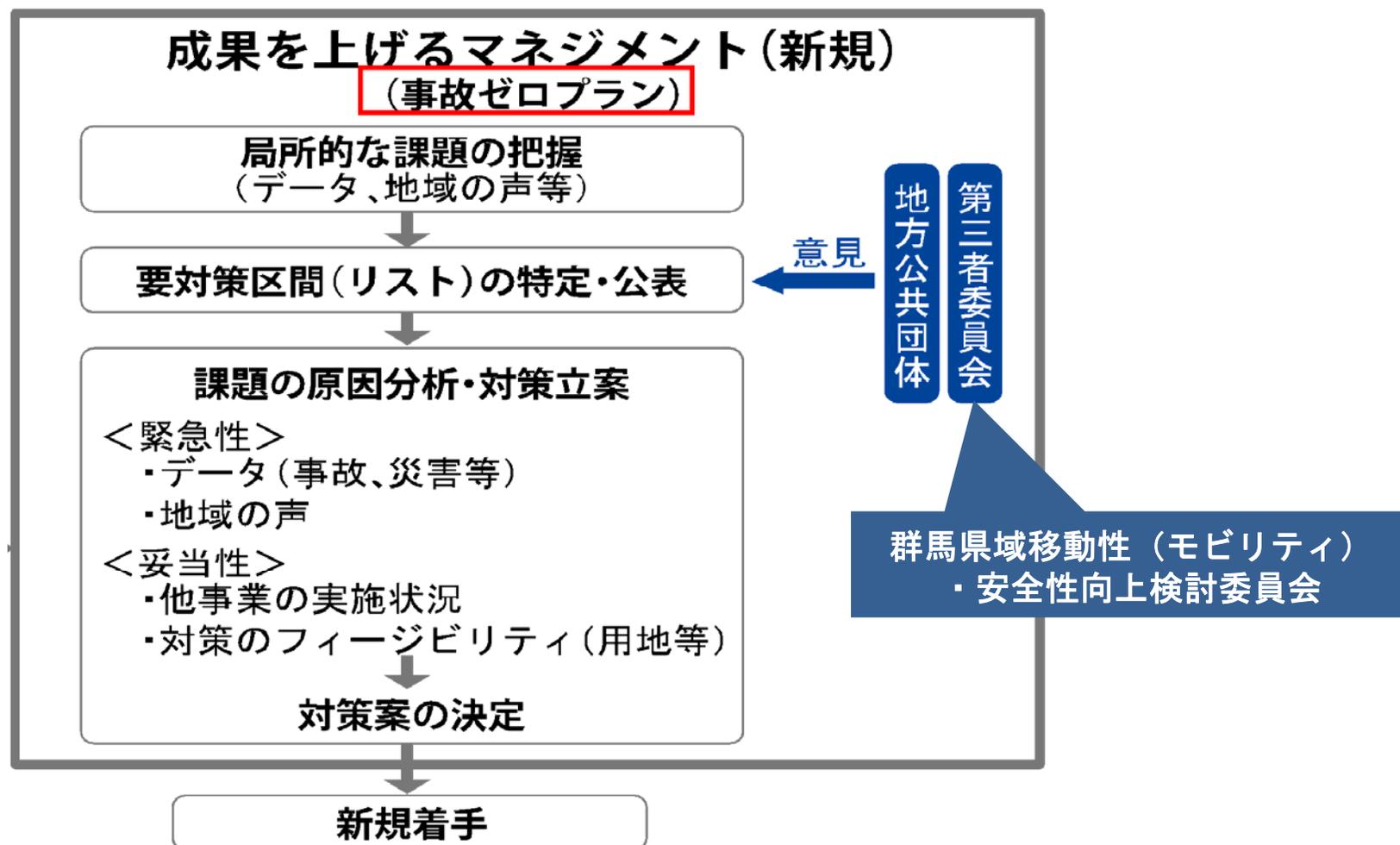
目 次

1. 事故ゼロプランの進捗状況
2. 今後の事故ゼロプランの進め方
3. 事故危険区間の追加区間
4. 次回委員会について

1. 事故ゼロプランの進捗状況

■ 『事故ゼロプラン』とは

- 国土交通省は平成22年8月に「政策目標評価型事業評価」を導入し、「成果を上げるマネジメント」として、『事故ゼロプラン』を開始しました。
- 『事故ゼロプラン』は、「選択と集中」、「市民参加」をキーワードとし、効率的に事故対策を実施する仕組みです。



1. 事故ゼロプランの進捗状況

■ 本委員会の経緯

【主な議題】

第1回委員会(平成17年11月)

- ◆ 安全性向上区間選定の考え方の整理

第2回委員会(平成18年 3月)

- ◆ 安全性向上を図るべき区間案の選定
- ◆ パブリックコメント実施計画

第3回委員会(平成18年 6月)

- ◆ パブリックコメントの結果報告
- ◆ 安全性向上を図るべき区間の決定

第4回委員会(平成19年10月)

- ◆ これまでの取り組みの進捗状況
- ◆ 新データでの新たな安全性向上区間の選定

第5回委員会(平成19年12月)

- ◆ パブリックコメント実施計画
- ◆ 新たに安全性向上を図るべき区間の確定

第6回委員会(平成20年 9月)

- ◆ パブリックコメントの結果報告
- ◆ **H20事故危険箇所**

『群馬県事故ゼロプラン』

第7回委員会(平成22年10月)

- ◆ 「事故危険区間」の選定(696区間)
- ◆ アンケート実施計画

県民アンケート(平成22年11月)

第8回委員会(平成22年12月)

- ◆ アンケートの結果報告
- ◆ 「主な事故危険区間」の確定(83区間)

主な事故危険区間公表(平成22年12月)

※第9～12回：「移動性向上」だけの議題で開催

第13回委員会(平成26年9月)

- ◆ 事故ゼロプランの進捗状況
- ◆ 今後の事故ゼロプランの進め方
- ◆ 事故危険区間の追加区間(計68箇所)

社会資本整備重点計画 (事故危険箇所の指定と対策)

平成15～19年度

第1次社会資本整備重点計画
(群馬県：174箇所指定)

平成20～24年度

第2次社会資本整備重点計画
(群馬県：112箇所指定)

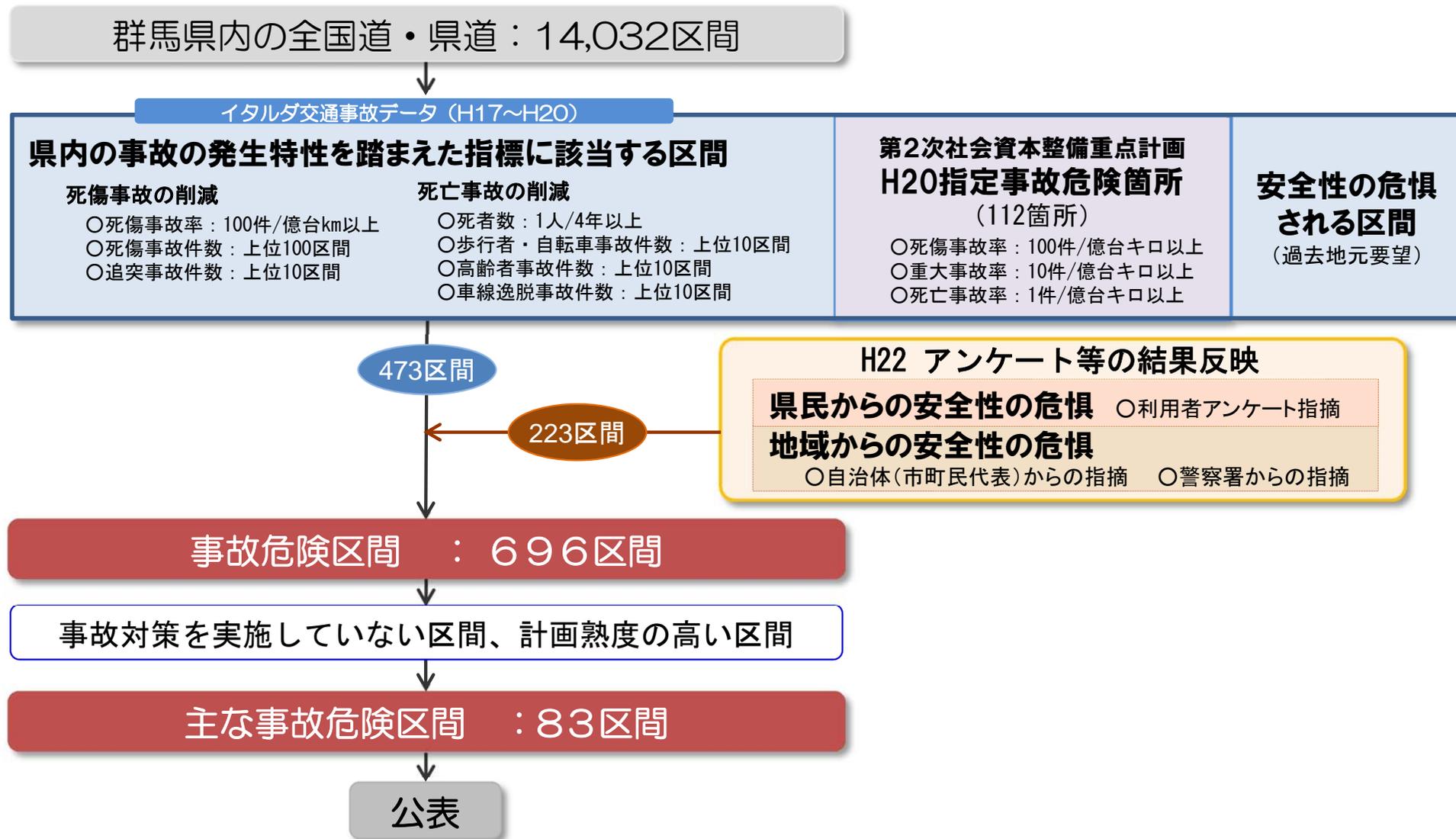
平成24～28年度

第3次社会資本整備重点計画
(群馬県：109箇所指定)

1. 事故ゼロプランの進捗状況

■ 『群馬県事故ゼロプラン』での「事故危険区間」の選定基準

- 第7回委員会(H22.10)にて、「事故危険区間(696区間)」を選定しました。
- 第8回委員会(H22.12)にて、「**主な事故危険区間(83区間)**」を選定しました。



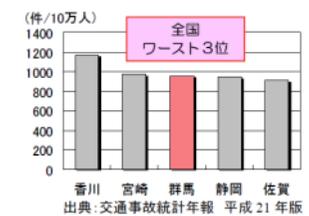
1. 事故ゼロプランの進捗状況

『群馬県事故ゼロプラン』（公表資料、平成22年12月発表）

群馬県事故ゼロプラン (事故危険区間重点解消作戦)

群馬県は全国的にみて人口10万人あたりの交通事故件数が多く、いまだに死亡事故も起きています。

<人口10万人あたりの死傷事故件数(H21)>



- 【死傷事故の特徴】
- 死傷事故件数は、全国ワースト3位。
 - 事故類型別では、約4割が追突事故。

<死者数の推移(H16~H21)>

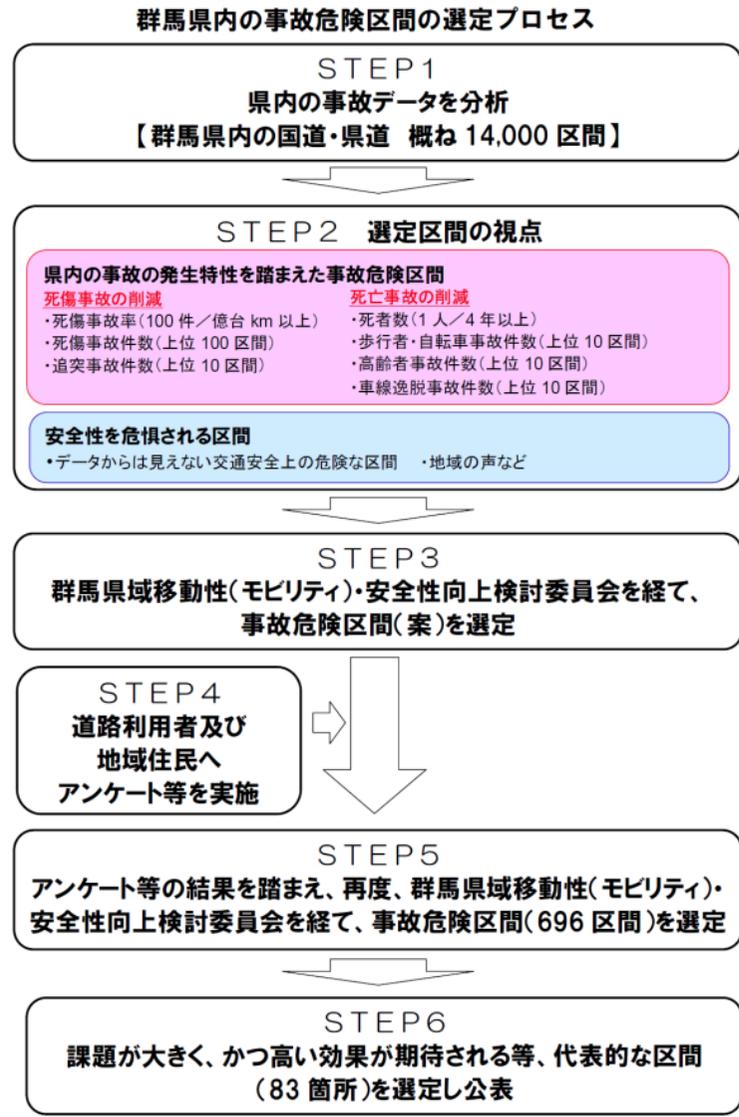


- 【死亡事故の特徴】
- 死者数は、平成19年以降ほぼ横ばいで推移。
 - 事故類型別では、約3割が対車両事故。また、正面衝突、車両単独といった車線逸脱による事故も合わせて約3割。
 - 当事者種別では、約5割が自転車・歩行者事故。
 - 年齢別では、約6割が65歳以上。

- ・事故データ及び道路利用者等の声から県内の交通事故等の課題を有する区間を抽出しました。
- ・抽出された課題区間は、早期の対策が可能で、かつ高い効果が期待される区間から対策を実施していきます。

平成22年12月
群馬県域移動性(モビリティ)・安全性向上検討委員会
(高崎河川国道事務所・群馬県)

- 群馬県の死傷事故件数状況、死者数の推移状況を記載
 - ・死傷事故は全国ワースト3位の状況
 - ・死者数は、平成19年以降横ばい



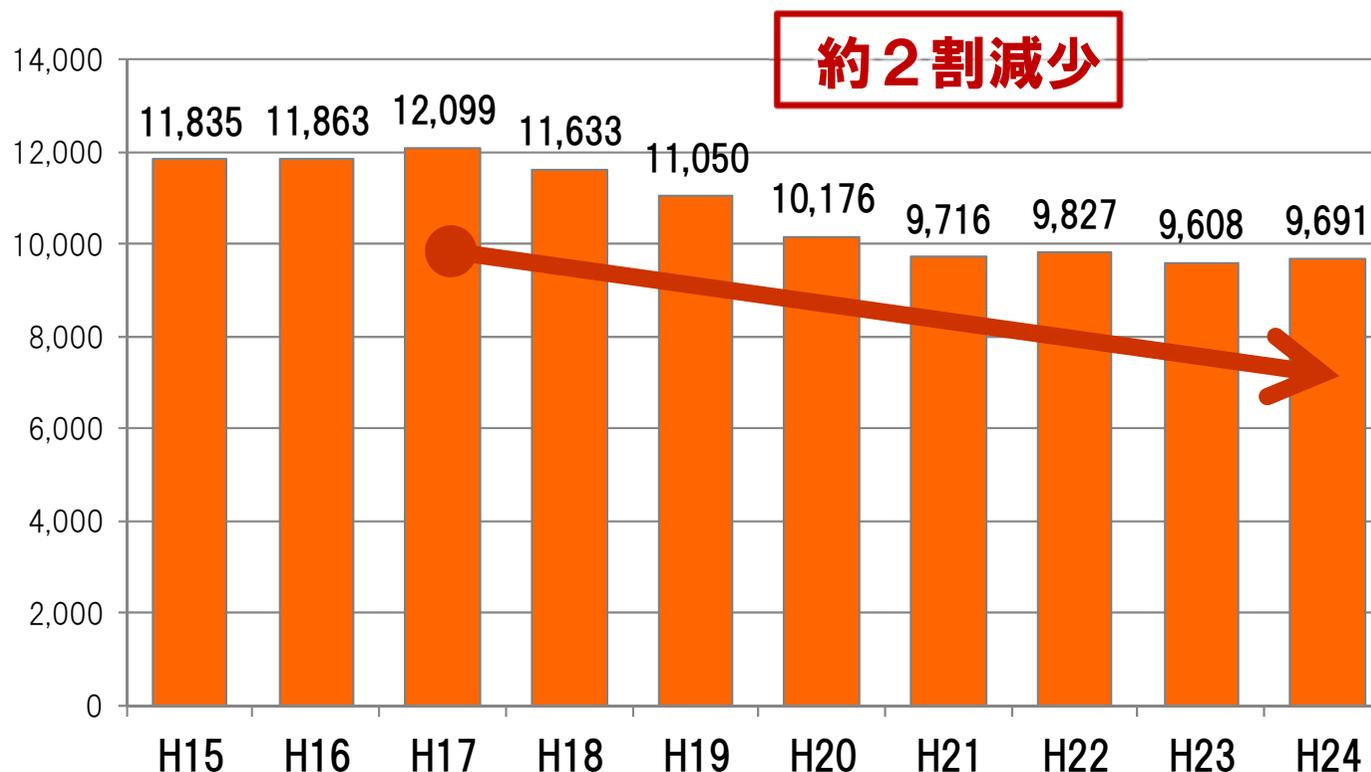
- 群馬県の事故危険区間の選定プロセスを記載
 - ・事故データに基づく選定方法、
 - ・地元の声による安全性の危惧される区間を選定
 - ・アンケートにより道路利用者、地域住民の指摘を反映

1. 事故ゼロプランの進捗状況

■群馬県の交通事故件数の推移

- 群馬県の一般幹線道路の死傷事故件数(イタルダデータ)の経年変化を整理しました。
- 群馬県内全体の死傷事故件数は過去10年間で減少傾向にあり、平成24年はピークの平成17年と比べて**約2割の低減**が図られています。

【死傷事故件数の変化（県内全体）】



(出典)イタルダ交通事故データ
一般幹線道路(国道・県道など)の死傷事故件数

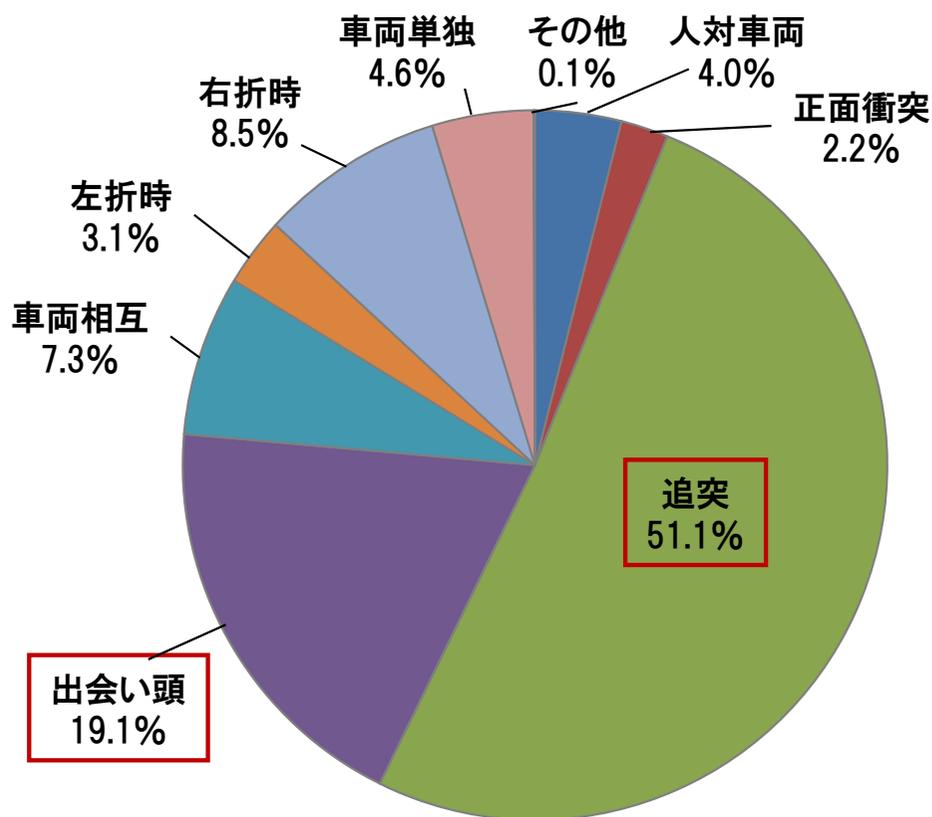
1. 事故ゼロプランの進捗状況

■群馬県の交通事故の特徴

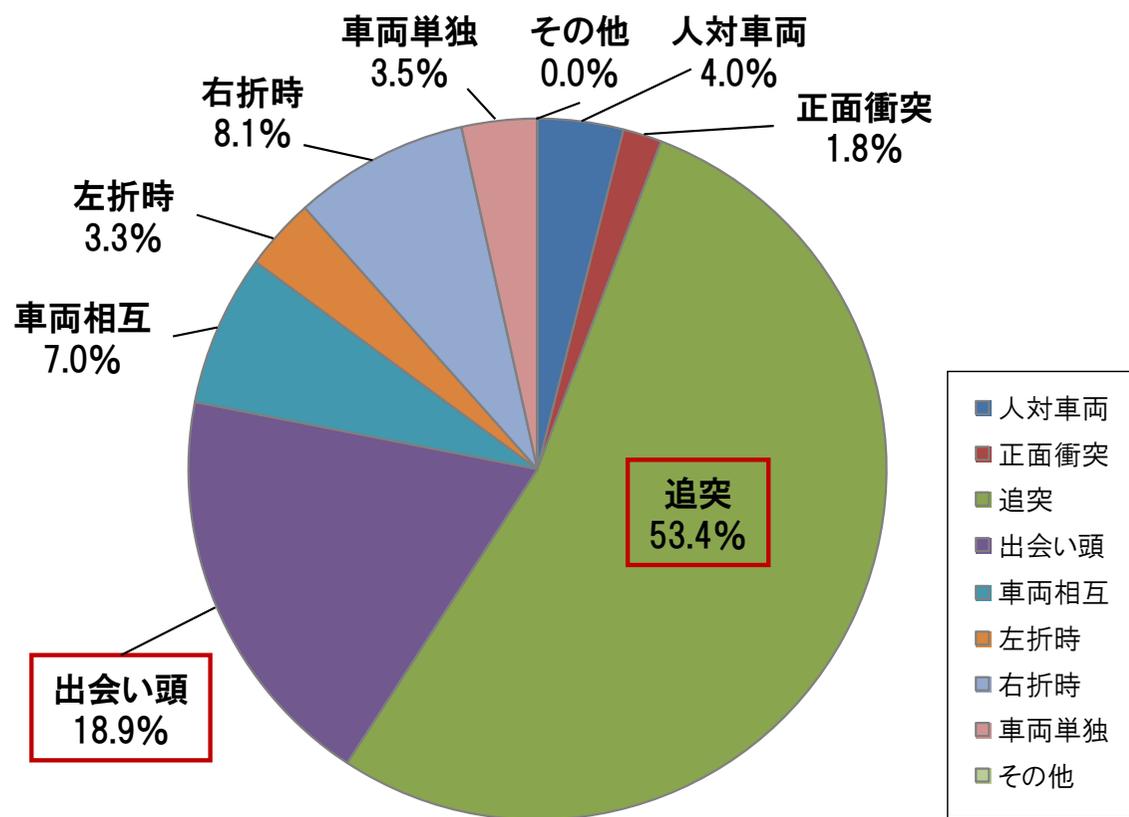
- 群馬県の一般幹線道路について、交通事故類型と推移を整理しました。
- 事故類型については経年変化がほとんどなく、「追突事故」、「出会い頭事故」が突出しています。

【事故類型の内訳集計結果（群馬県内全体）】

平成20年時（H17～20年）



平成24年時（H21～24年）



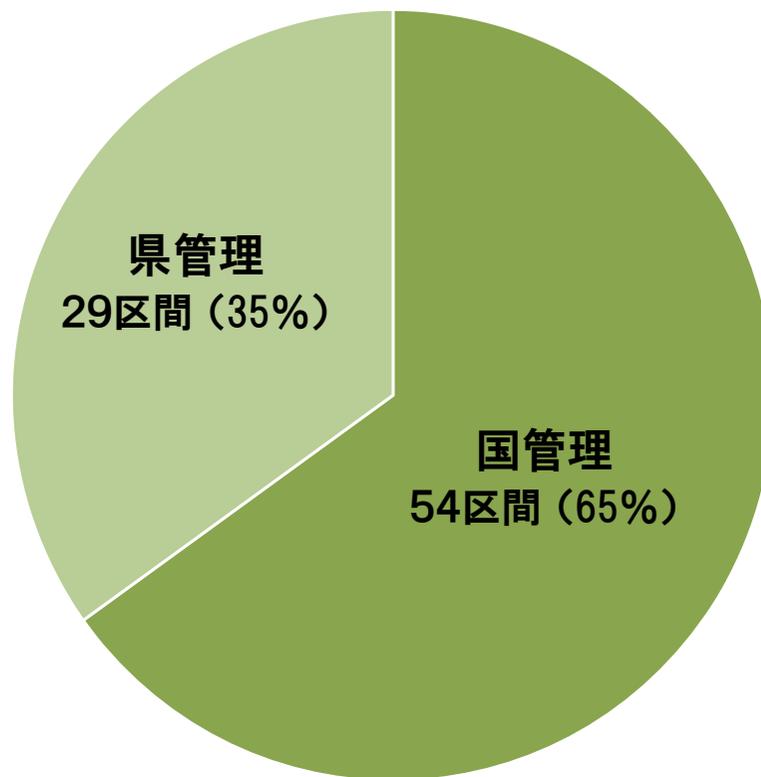
(出典)イタルダ交通事故データ
一般幹線道路(国道・県道など)の死傷事故件数

1. 事故ゼロプランの進捗状況

■ 「事故危険区間」の管理者別内訳

- 平成22年の『事故ゼロプラン』にて選定した「事故危険区間」の道路管理者別割合を整理しました。
- 「主な事故危険区間(計83区間)」では、直轄国道の比率が高い内訳となっています。

【道路管理者区分】 主な事故危険区間（計83区間）

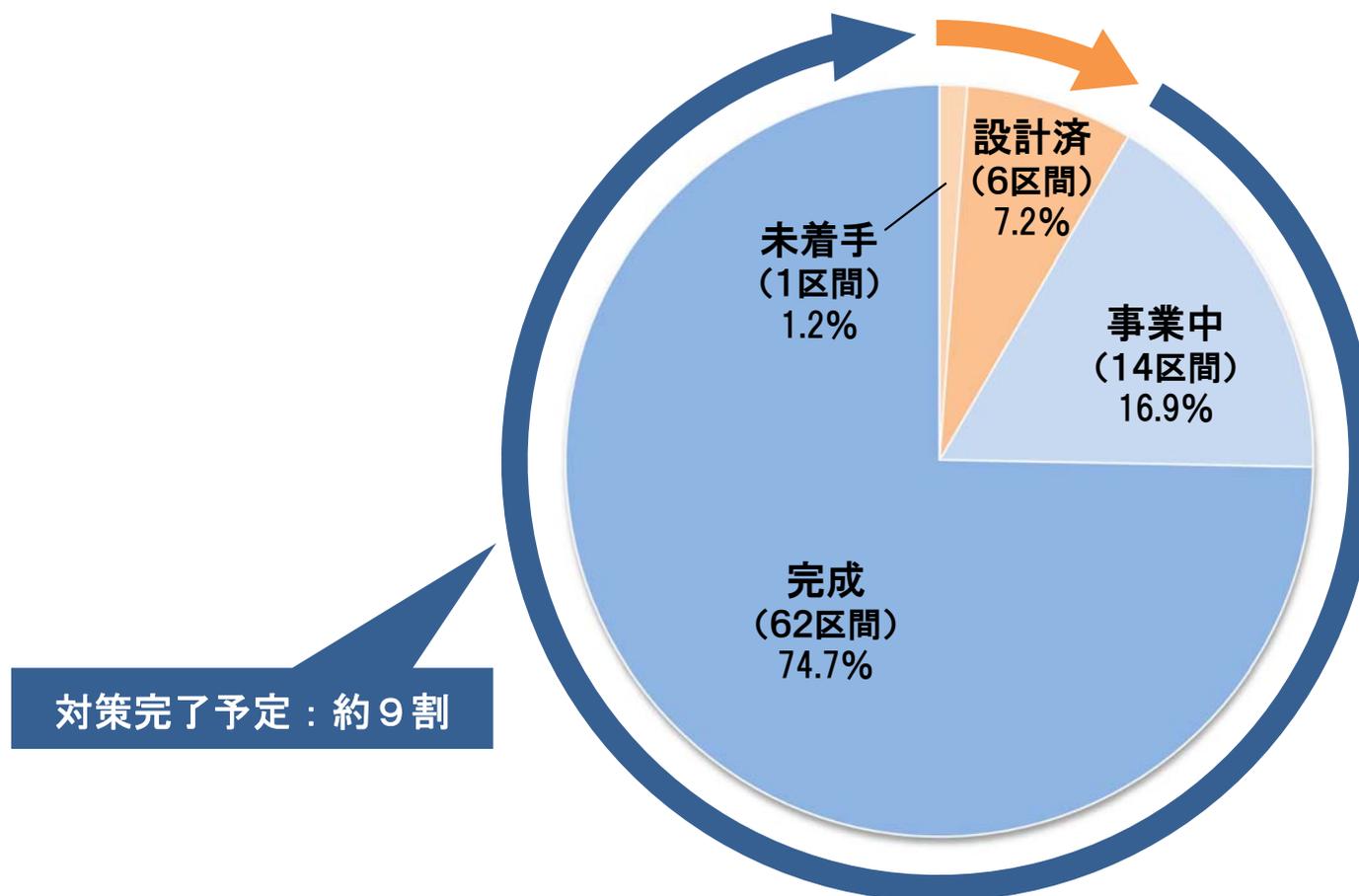


1. 事故ゼロプランの進捗状況

■ 「主な事故危険区間」の進捗状況

- 『事故ゼロプラン』では、「事故危険区間」の中から、道路管理者が事故率、事業実施環境などを踏まえ、優先順位を検討し、順次、事故対策を実施しています。
- 現時点では、「主な事故危険区間(83区間)」のうち、**計76区間(約9割)**が「**完成**」もしくは「**事業中**」です。

【主な事故危険区間（計83区間）の進捗状況】



1. 事故ゼロプランの進捗状況

「主な事故危険区間(83区間)」の進捗状況 (1/2)

No	路線名	対象区間(地先名)	管理主体	事故率 [件/億台キロ]	未着手	設計	事業中	完成
1	国道18号	安中市岩井(岩井交差点)	国	668.5				
2	国道17号	前橋市下小出町一丁目 群大病院東交差点	国	658.3				
3	国道50号	伊勢崎市西久保町一丁目交差点	国	591.8				
4	国道17号	高崎市小八木町(小八木町南交差点)	国	526.8				
5	国道17号	前橋市下小出町一丁目((仮)群大病院東(北)交差点)	国	507.8				
6	国道18号	安中市安中一丁目(高別当交差点～安中総合学園高校交差点間)	国	481.2				
7	国道17号	高崎市新後閑町 城南大橋交差点	国	363.2				
8	国道17号	前橋市元総社町(新前橋駅西口入口交差点)	国	336.6				
9	国道18号	安中市原市二丁目(碓氷病院入口交差点)	国	330.0				
10	国道17号	藤岡市立石交差点	国	324.7				
11	国道18号	高崎市八幡町(八幡大門交差点)	国	316.5				
12	国道17号	高崎市小八木町(小八木町北交差点)	国	316.1				
13	国道17号	みなかみ町永井(法師大橋前後の連続カーブ区間)	国	309.5				
14	国道18号	高崎市下豊岡町(下豊岡(東)交差点(下豊岡横断歩道橋付近))	国	301.4				
15	国道50号	みどり市笠懸町鹿(杉菜原(西)交差点北側区間)	国	295.9				
16	国道18号	高崎市藤塚町(少林山入口交差点)	国	286.3				
17	国道17号	高崎市下之城町(下之城町東交差点)	国	285.4				
18	国道50号	桐生市広沢町三丁目(岡の上交差点)	国	279.2				
19	国道50号	前橋市二之宮町(今井町東交差点東側～二ノ宮歩道橋間)	国	277.6				
20	国道17号(上武道路)	伊勢崎市五目牛町((仮)赤城見大橋西交差点)	国	270.4				
21	国道17号	高崎市中尾町(中尾町南交差点)	国	269.3				
22	国道50号	みどり市笠懸町阿左美(公設市場前交差点)	国	251.3				
23	国道17号	前橋市千代田町一丁目(千代田町一丁目交差点～千代田町二丁目交差点間)	国	248.9				
24	国道17号	前橋市住吉一丁目～千代田町三丁目(住吉町一丁目交差点南側区間)	国	248.4				
25	国道17号	前橋市鳥羽町 中尾町鳥羽交差点	国	247.5				
26	国道17号	高崎市宮原町((仮)宮原町(西)交差点)	国	246.5				
27	国道17号	高崎市並榎町((仮)上並榎町ON,OFF分合流部)	国	234.1	改築事業と調整中			
28	国道17号	高崎市新後閑町(城南交差点)	国	233.5				
29	国道17号	渋川市上白井(上白井歩道橋前後～JR津久田駅付近)	国	221.4				
30	国道50号	太田市只上町(只上交差点南側区間)	国	221.1				
31	国道18号	安中市板鼻(板鼻東交差点)	国	211.0				
32	国道17号	前橋市元総社町一丁目(NHK前交差点)	国	188.1				
33	国道17号	高崎市中尾町(中尾町交差点東側区間)	国	175.6				
34	国道17号(上武道路)	伊勢崎市三室町((仮)流通団地南中分開口部交差点)	国	165.2				
35	国道50号	前橋市今井町(今井町交差点西側区間)	国	161.3				
36	国道17号	前橋市本町一丁目(紅雲町二丁目交差点～表町一丁目交差点間)	国	160.2				
37	国道18号	高崎市下豊岡町(下豊岡(東)交差点西側区間)	国	158.2				
38	国道50号	前橋市朝日町二丁目(朝日町西交差点～朝日町西交差点東側区間)	国	158.2				
39	国道17号	前橋市田口町～関根町(桃の木橋北側区間)	国	142.8				
40	国道50号	桐生市広沢町七丁目(一本木交差点)	国	142.7				
41	国道17号	前橋市国領町一丁目(住吉町交番前交差点北側～国領町一丁目北交差点南側区間)	国	140.8				
42	国道17号	高崎市小八木町(小八木町南交差点北側区間)	国	138.8				
43	国道17号	渋川市中村(渋川インター南交差点)	国	137.4				
44	国道17号	高崎市緑町一丁目(下小島町交差点北側～児童公園入口交差点)	国	135.4				
45	国道17号(鯉沢バイパス)	渋川市白井(吾妻新橋北側区間(鯉沢バイパス))	国	130.3				
46	国道17号	みなかみ町永井(三丁橋西側～上越橋東側区間)	国	128.9				
47	国道17号	高崎市飯塚町(並榎町交差点北側区間)	国	122.9				

1. 事故ゼロプランの進捗状況

「主な事故危険区間(83区間)」の進捗状況 (2/2)

No	路線名	対象区間(地先名)	管理主体	事故率 [件/億台キロ]	未着手	設計	事業中	完成
48	国道17号	前橋市石倉三丁目(JR上越線上～石倉三丁目交差点間)	国	107.6				
49	国道50号	伊勢崎市西久保二丁目～曲沢町(曲沢町交差点西側～曲沢町交差点)	国	107.6				
50	国道17号(上武道路)	前橋市二之宮町(宮川橋交差点)	国	105.2				
51	国道17号	沼田市岩本町(岩本駅南側～岩本町交差点北側)	国	101.3				
52	国道17号	みなかみ町羽場(日枝神社入口～新巻歩道橋区間)	国	101.2				
53	国道17号	みなかみ町下津(名胡桃橋西側～三後沢橋東側区間(月夜野バイパス))	国	62.6				
54	国道18号	安中市松井田町北野牧(入山峠東側の連続カーブ区間(碓氷バイパス))	国	34.6				
55	(主)大間々世良田線	みどり市大間々町大間々((仮)大間々7丁目北交差点)	県	1201.9				
56	(主)高崎駒形線	高崎市上大類町(上大類町交差点)	県	1110.1				
57	(主)足利伊勢崎線	太田市丸山町(丸山交差点)	県	941.0				
58	(主)前橋高崎線	高崎市芝塚町(芝塚町交差点)	県	930.5				
59	(主)桐生伊勢崎線	桐生市相生町一丁目((仮)桜木町西交差点)	県	911.0				
60	(主)前橋長瀬線	高崎市京目町(京目町交差点)	県	889.8				
61	国道254号	富岡市富岡(小沢交差点)	県	805.2				
62	国道407号	太田市東本町(東本町十文字交差点)	県	786.1				
63	県道石倉前橋停車場線	前橋市表町二丁目(前橋駅前交差点西側区間)	県	723.1				
64	(主)前橋赤城線	前橋市富士見町小暮(小暮交差点)	県	721.7				
65	国道254号	富岡市七日市(生涯学習センター前交差点)	県	699.1				
66	(主)前橋大間々桐生線	みどり市大間々町大間々(相生団地バス停前～希望の家前バス停付近)	県	664.4				
67	(主)高崎東吾妻線	高崎市箕郷町西明屋～上芝(西明屋東交差点～上芝東交差点)	県	639.8				
68	(主)高崎駒形線	高崎市島野町((仮)西島町東交差点)	県	624.2				
69	国道354号	太田市高林東町 高林交差点	県	586.1				
70	(主)前橋大間々桐生線	前橋市西片貝町一丁目(西片貝交差点西側～西片貝バス停付近)	県	576.9				
71	国道462号	伊勢崎市今泉町一丁目(伊勢崎警察署前～今泉一丁目交差点西側)	県	566.0				
72	(主)前橋館林線	伊勢崎市宮子町(オートレース場東交差点)	県	545.6				
73	国道354号	高崎市江木町(江木町南交差点)	県	544.9				
74	(主)前橋館林線	前橋市文京町一丁目(けやきウォーク前橋北バス停前～天川小学校バス停西側)	県	454.5				
75	国道407号	太田市浜町(太田市役所交差点)	県	452.6				
76	県道和田多中倉賀野線	高崎市上佐野町(歩道橋東側～上佐野第三公民館前)	県	437.0				
77	(主)高崎神流秩父線	高崎市吉井町池(上池バス停～ベインシア前バス停付近)	県	428.7				
78	(主)前橋大間々桐生線	前橋市茂木町((仮)茂木町西交差点～上毛電鉄上毛線高架下付近)	県	421.3				
79	県道津久田停車場前橋線	前橋市龍蔵寺町～青柳町(青柳町交差点～龍善寺町バス停前交差点)	県	420.4				
80	県道津久田停車場前橋線	前橋市富士見町原之郷(原之郷交差点南側(五叉路交差点)～大正用水上)	県	383.4				
81	県道群馬八幡停車場前橋線	高崎市剣崎町(剣崎町交差点～群馬八幡駅入口)	県	360.9				
82	(主)高崎伊勢崎線	玉村町上福島(上福島交差点前後区間)	県	350.9				
83	国道462号	藤岡市譲原(道の駅上州おにし～三波石温泉付近)	県	305.6				

※ No.27(未着手): 改築事業と調整中

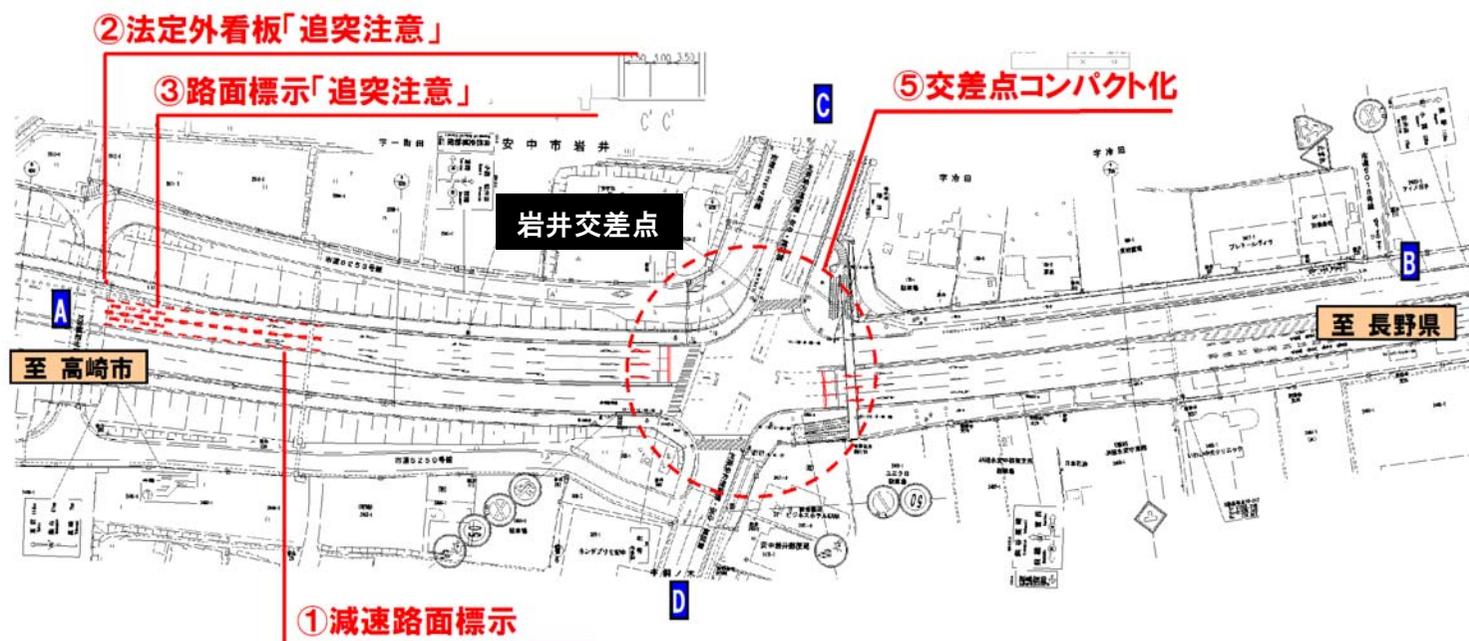
合 計	1 区間	6 区間	14 区間	62 区間
	計 83 区間			

1. 事故ゼロプランの進捗状況

「主な事故危険区間(83区間)」の紹介

- 「主な事故危険区間」では、計83区間のうち62区間(約75%)で対策が完了しています。
- 対策完了区間の中から、「国道18号岩井交差点(No.1)」を紹介します。

○岩井交差点 (国道18号・安中市)



減速路面標示、法定外看板、
路面標示「追突注意」



交差点コンパクト化
(停止線の前出し)

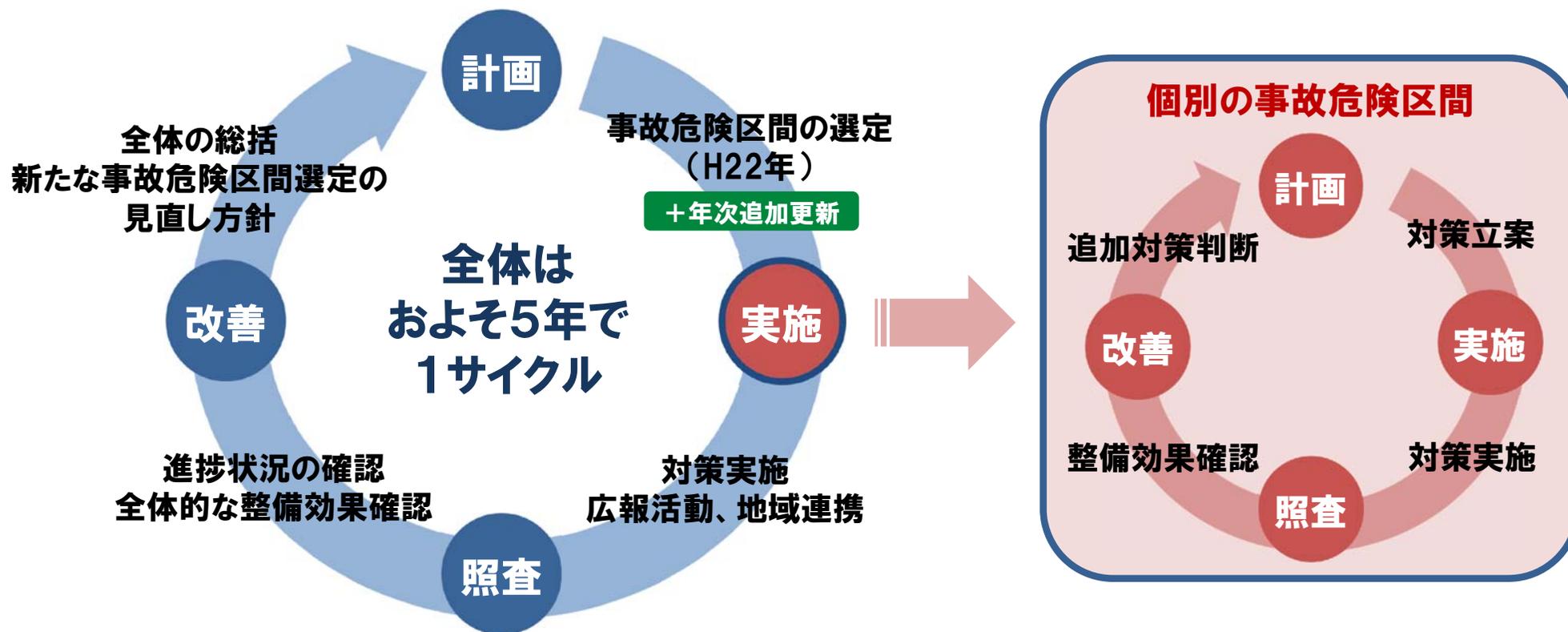


2. 今後の事故ゼロプランのすすめ方

■ 『事故ゼロプラン』のPDCAサイクル【委員会承認事項】

- 『事故ゼロプラン』は、平成22年にスタートし、選定された「事故危険区間(696区間)」について、道路管理者が区間毎の優先順位を検討し、順次事故対策を実施しています。
- 今後、取組みを継続的に改善しながら進めてゆくため、以下「PDCAサイクル」を取り入れたいと考えます。
- 危険区間選定根拠の事故データが過去4年間集計であることを踏まえ、PDCAサイクルは、およそ5年を一巡の目安とします。
- 5年後に結果を総括するとともに、新たな事故データによる「事故危険区間」の見直し等、今後の進め方を再検討します。 ※「事故危険区間」は対策の優先性を定めたものであり、1サイクルで全区間対策を行うわけではありません。

【群馬県事故ゼロプランのすすめ方】



2. 今後の事故ゼロプランのすすめ方

■ 「事故危険区間」の追加手法【委員会承認事項】

- 『事故ゼロプラン』のPDCAサイクルはおよそ5年としますが、その間にも事故発生状況は、年々変化しています。
- 最新の事故状況との乖離を補正するため、途中年度に「**最新事故率を踏まえ、区間を追加**」する仕組みとしたいと考えます。
- また昨年は、国の施策「**第三次社会資本重点整備計画の事故危険箇所**」が選定されたため、この箇所も『事故ゼロプラン』の「**事故危険区間**」に取り込み、対策の一元化を図りたいと考えます。

年次追加更新項目

①最新データで、著しく事故が増加した区間

①-1 事故データの年次更新により、
死傷事故率が著しく増加した区間

①-2 第3次社会資本重点整備計画(H24~28)
「事故危険箇所」の選定箇所 ※

②公安委員会からの指摘区間

・ 二次点検プロセスの指摘のあった区間

③地域の声

・ 道路管理者、警察、地元住民から交通安全性に関する 指摘区間

移動性・安全性向上検討委員会
追加区間の確認

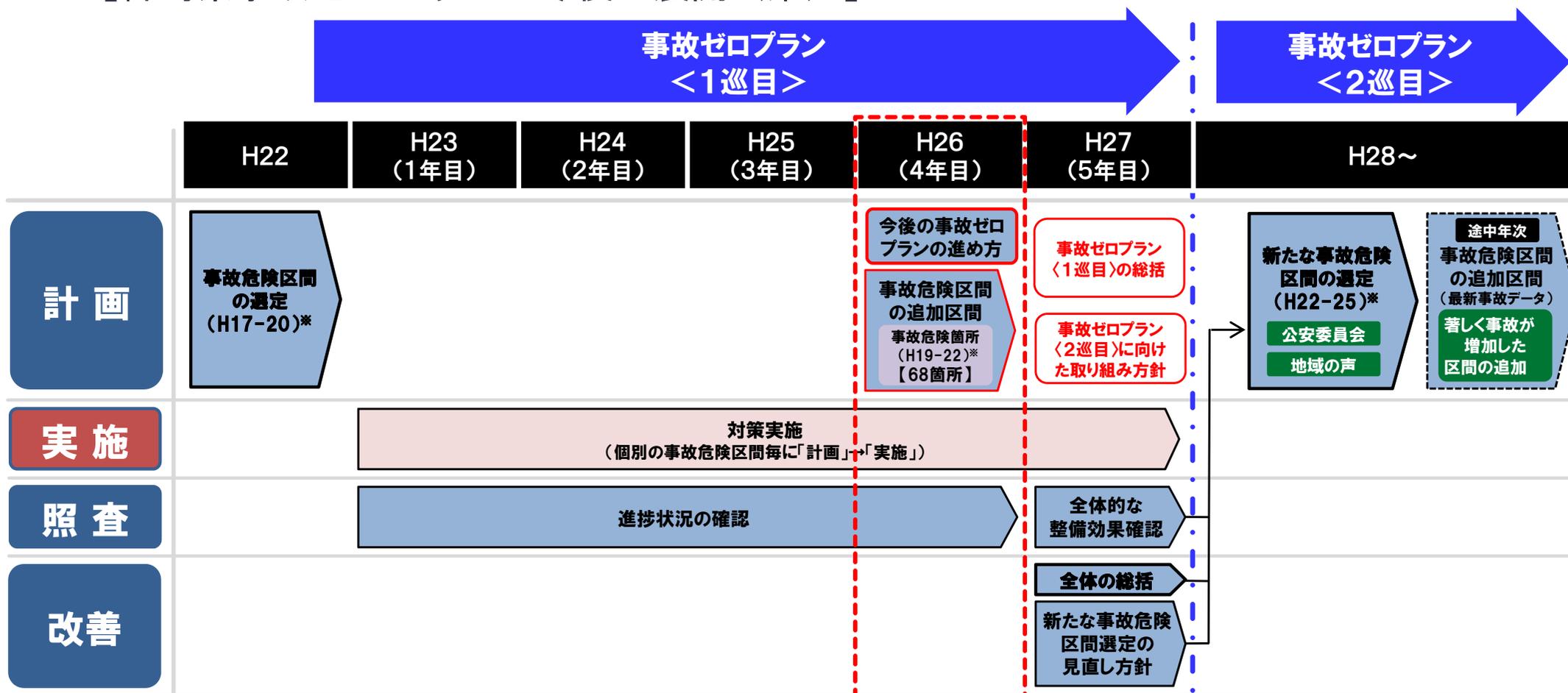
※最新の第三次社会資本重点計画の危険箇所は、
昨年(平成25年4月)選定されました。

2. 今後の事故ゼロプランのすすめ方

『事故ゼロプラン』の今後の展開（案） 【委員会承認事項】

- 『事故ゼロプラン』（1巡目）は、第9次交通安全基本計画の期間（平成23～27年）に併せて、平成27年に全体の総括を実施したいと考えます。※全ての事故危険区間の対策を平成27年までに行うわけではありません。
- 新たな事故ゼロプラン（2巡目）については、次回以降の委員会で進め方などを審議していただく予定です。

【群馬県事故ゼロプランの今後の展開（案）】



※ ()内の年次は、選定に用いる事故データの期間(H27以降は予定)

3. 事故危険区間の追加区間

①-1 死傷事故率が著しく増加した区間の追加方法

- 平成22年の事故危険区間選定は、「平成17～20年(4年間)」の事故データ集計でした。
- これを「平成19～22年(4年間)」を使って同様に集計すると、「事故危険区間」は以下のように増減します。

事故危険区間の抽出データを2年更新した場合の事故危険区間の変化

事故危険区間：696区間 (H17～20年データ)

事故危険区間以外の区間 (H17～20年データ)

H19～22年データ(2年更新)で抽出しなおすと

事故ゼロプランの事故危険区間抽出指標

死傷事故の削減

- 死傷事故率：100件/億台km以上
- 死傷事故件数：上位100区間
- 追突事故件数：上位10区間

死亡事故の削減

- 死者数：1人/4年以上
- 歩行者・自転車事故件数：上位10区間
- 高齢者事故件数：上位10区間
- 車線逸脱事故件数：上位10区間

114区間：事故危険区間から外れる

130区間：事故危険区間に該当する

○上記のように、事故状況は年々変化していますが、それに応じて区間を追加削除すると、100区間以上の区間を追加・削除することとなり、対策区間の扱いが煩雑となってしまいます。

○そこで、**当初の選定区間は固定**とし、途中年次では**特に事故率増加が突出した優先度の高い区間を加える**に留め、**区間の大幅見直しはおよそ5年サイクル**で行うこととします。

3. 事故危険区間の追加区間

①-2 第3次社会資本整備重点計画「事故危険箇所」の選定方法

『社会資本整備重点計画』

- 「社会資本整備重点法(平成15年法律第20号)」に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画です。
- 計画メニューのひとつとして、「**事故危険箇所**」の抽出と対策実施があります。
- 群馬県内では過去の「第1次計画(H15～H20)」で174箇所、「第2次計画(H20～H24)」で112箇所を事故危険箇所に抽出し、計画期間内で対策を実施しました。

「第3次社会資本整備重点計画 (H24～H28)」

- 今回、第3次社会資本整備計画として、新たな「事故危険箇所」を抽出しました。
- 全国統一で、以下の**基準A、B**を用いて箇所抽出する方針が示されており、これに準じます。

◆「事故危険箇所」の抽出基準：危険性が高く、整備による対策効果が見込まれる箇所

基準A (H19～H22事故データで以下に該当する箇所)

- 死傷事故率 100件/億台km以上
- 重大事故率 10件/億台km以上
- 死亡事故率 1件/億台km以上

○全国統一基準データから客観的に箇所抽出します

※ 事故ゼロプランの抽出基準と類似しているため、結果的に抽出箇所が重複します。

基準B (各管理者が以下を参考にして決める箇所)

- 基準Aの3つの条件のうち2つを満たす。
- 歩行者自転車事故率、高齢者事故率
- ヒヤリハットアンケート等による指摘箇所
- プローブデータ等で危険性が高い
- 道路構造上(急カーブ等)危険が高い
- 道路の新設改築で交通量の増加箇所
- 通学路の合同点検による対策必要箇所 など

○県独自基準抽出方法に自由度があります

※ 次ページで群馬県の方法を説明します。

3. 事故危険区間の追加区間

①-2 第3次社会資本整備重点計画「事故危険箇所」の選定方法

「基準B」

○「基準B」は、道路管理者・交通管理者が、地域の課題を踏まえ、緊急的に対策が必要な箇所を、自ら手法を定めて抽出するものです。

○平成25年4月に群馬県警・群馬県・国交省で協議を行い、以下の「基準B」を設定しました。

基準B

下記条件に該当し、道路管理者及び交通管理者が必要と判断した箇所

- ① 交差点内又はその付近における平成24年中の交通事故が10件以上発生している地点
- ② 1km区間内で、平成24年中の交通事故が15件以上発生している区間
- ③ 100mの区間で、平成24年中の交通事故が10件以上発生している区間

(参考) 事故ゼロプランとの関係

① 事故危険箇所(社会資本整備重点計画)

基準A (全国統一基準)

基準B (地域特性を考慮のうえ、特に緊急的、集中的な対策が必要な箇所を位置づけ)

② 事故ゼロプラン

基準1 (群馬県の事故特性を考慮した基準)

基準2 (地元要望等、安全性の危惧される箇所)

全国基準に対し群馬県基準を設定

地元要望箇所等を設定

3. 事故危険区間の追加区間

①-2 第3次社会資本整備重点計画「事故危険箇所」の追加（1/5）

○基準A、Bに基づき選定した「事故危険箇所」の計109箇所(国管理路線:12箇所、県管理路線:97箇所)を平成28年までに対策します。

○この中には、既に『事故ゼロプラン』の「事故危険区間」として指定されている計41箇所(国管理:6箇所、県管理:35箇所)も含まれるため、新たに「事故危険区間」として追加する箇所は、計68箇所(県管理路線:6箇所、県管理路線62箇所)です。



【国管理路線(12箇所)】

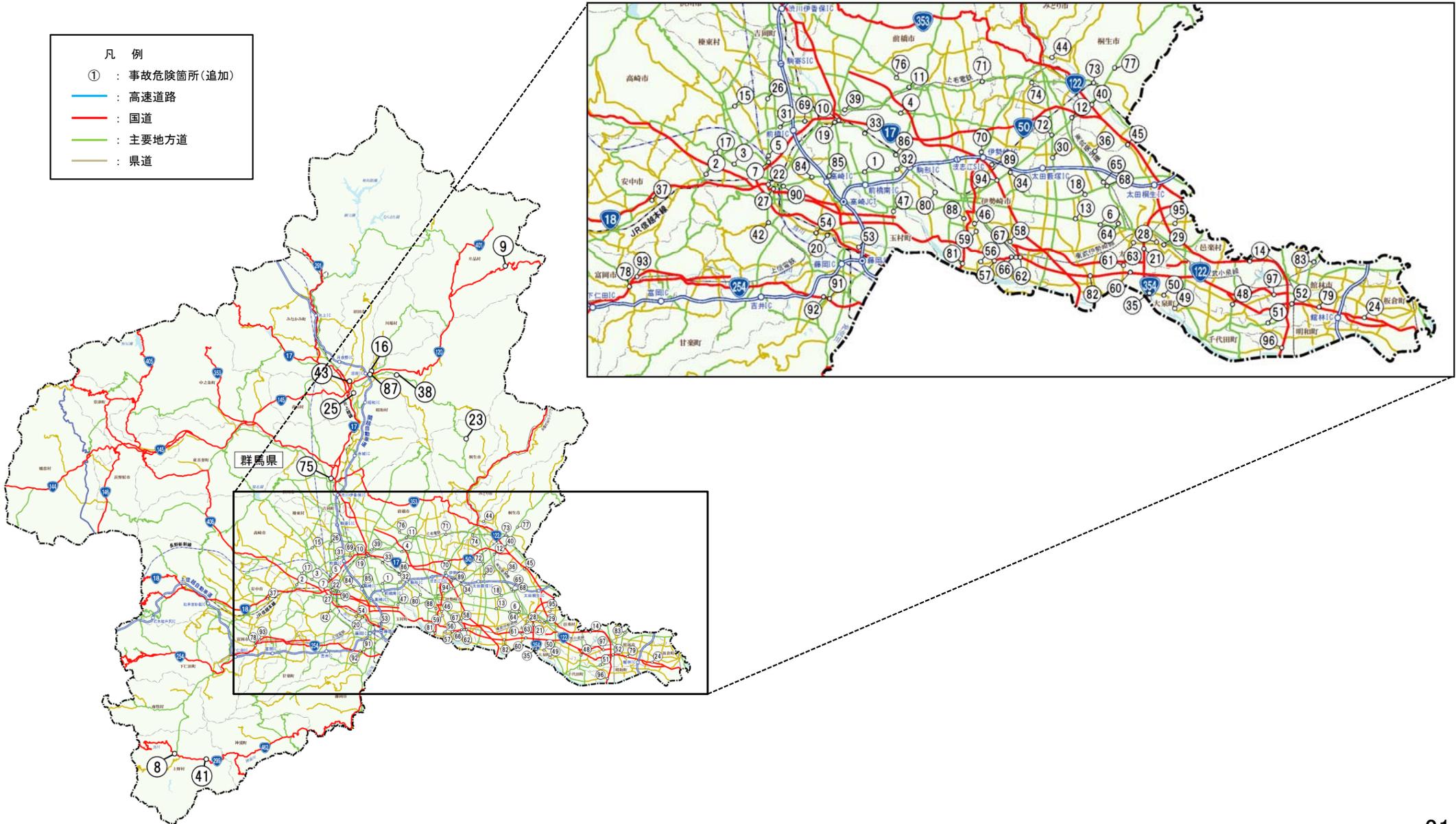
基準	No.	路線名	対象地区(地先名)	交差点名	管理	事故ゼロプラン 事故危険区間
A	1	国道17号	前橋市上小出町3丁目		国	
	2	国道17号	高崎市宮原町		国	
	3	国道18号	安中市松井田町入山		国	
	4	国道18号	安中市安中3丁目		国	
	5	国道17号	みなかみ町猿ヶ京温泉、相俣		国	
	6	国道17号	渋川市上白井		国	○
	7	国道17号	前橋市田口町		国	○
	8	国道17号	前橋市中尾町	中尾町鳥羽交差点	国	○
	9	国道17号	前橋市二之宮町	宮川橋交差点	国	○
	10	国道17号	渋川市中村	渋川インター南	国	○
B	11	国道50号	前橋市野中町	野中町交差点	国	○
	12	国道17号	伊勢崎市境下湊名	大国神社東交差点	国	

3. 事故危険区間の追加区間

①-2 第3次社会資本整備重点計画「事故危険箇所」の追加 (2/5)

【県管理路線(97箇所)の位置図】

- 凡 例
- ① : 事故危険箇所(追加)
 - : 高速道路
 - : 国道
 - : 主要地方道
 - : 県道



3. 事故危険区間の追加区間

①-2 第3次社会資本整備重点計画「事故危険箇所」の追加（3/5）

【県管理路線(97箇所)】

基準	No.	路線名	対象地区 (地先名)	交差点名	管理者	事故ゼロ プラン
A	1	(主)前橋玉村線	前橋市下佐鳥町		県	
	2	(主)前橋安中富岡線	高崎市若田町		県	○
	3	(主)あら町下室田線	高崎市下小埜町		県	
	4	(主)前橋西久保線	前橋市江木町		県	○
	5	(主)高崎渋川線	高崎市緑町2丁目、 大八木町		県	○
	6	(主)前橋館林線	太田市新田小金井町、 脇屋町		県	○
	7	(主)高崎渋川線	高崎市緑町1丁目		県	
	8	(国)299号	多野郡上野村榎原		県	
	9	(国)120号	利根郡片品村東小川		県	
	10	(一)石倉前橋停車場線	前橋市表町2丁目		県	○
	11	(主)前橋大間々桐生線	前橋市茂木町、堀越町		県	○
	12	(主)桐生伊勢崎線	みどり市笠懸町阿左美		県	○
	13	(主)前橋館林線	太田市新田村田町		県	
	14	(国)122号	邑楽郡邑楽町鶉、中野		県	
	15	(主)前橋箕郷線	高崎市箕郷町生原		県	

基準	No.	路線名	対象地区 (地先名)	交差点名	管理者	事故ゼロ プラン
A	16	(主)平川横塚線	沼田市横塚町		県	
	17	(主)あら町下室田線	高崎市沖町、本郷町		県	
	18	(主)足利伊勢崎線	太田市新田小金井町、 新田村田町		県	
	19	(主)前橋玉村線	前橋市表町1丁目		県	
	20	(一)和田多中倉賀野線	高崎市倉賀野町		県	
	21	(国)407号	太田市飯塚町		県	○
	22	(主)高崎渋川線	高崎市大橋町、住吉町		県	○
	23	(主)沼田大間々線	桐生市黒保根町下田沢		県	
	24	(国)354号	邑楽郡板倉町岩田、板倉		県	
	25	(一)戸鹿野下之町線	沼田市栄町、戸鹿野町		県	
	26	(主)高崎渋川線	高崎市金古町		県	○
	27	(一)飯玉本町線	高崎市本町、末広町		県	○
	28	(一)太田大泉線	太田市新島町		県	
	29	(一)鳥山竜舞線	太田市内ヶ島町		県	
	30	(主)大間々世良田線	太田市大原町		県	

3. 事故危険区間の追加区間

①-2 第3次社会資本整備重点計画「事故危険箇所」の追加（4/5）

【県管理路線(97箇所)】

基準	No.	路線名	対象地区 (地先名)	交差点名	管理者	事故ゼロ プラン
A	31	(主)前橋安中富岡線	高崎市菅谷町、棟高町		県	
	32	(主)高崎駒形線	前橋市東善町乙、駒形町		県	
	33	(主)前橋館林線	前橋市天川大島町		県	○
	34	(主)桐生伊勢崎線	伊勢崎市東町		県	
	35	(一)古戸館林線	太田市古戸町、 邑楽郡大泉町寄木戸		県	
	36	(一)桐生新田木崎線	太田市西長岡町		県	
	37	(一)一本木平小井戸安 中線	安中市安中1丁目		県	○
	38	(主)沼田大間々線	沼田市白沢町平出		県	
	39	(主)前橋大間々桐生線	前橋市城東町2丁目		県	
	40	(主)桐生伊勢崎線	桐生市広沢町1丁目、 相生町1丁目		県	
	41	(国)299号	多野郡上野村乙父、乙 母		県	
	42	(主)高崎神流秩父線	高崎市石原町		県	
	43	(一)沼田停車場線	沼田市下之町、榛名町		県	
	44	(一)駒形大間々線	桐生市川内町4丁目、 みどり市大間々町高津戸		県	
	45	(一)太田桐生線	桐生市広沢町6丁目、7 丁目		県	

基準	No.	路線名	対象地区 (地先名)	交差点名	管理者	事故ゼロ プラン
A	46	(一)新地今泉線	伊勢崎市茂呂町2丁目		県	
	47	(主)藤岡大胡線	佐波郡玉村町福島		県	
	48	(主)足利邑楽行田線	邑楽郡邑楽町狸塚		県	○
	49	(一)古戸館林線	邑楽郡大泉町仙石1丁目		県	
	50	(一)古戸館林線	邑楽郡大泉町仙石3丁目		県	
	51	(主)熊谷館林線	館林市下三林町甲		県	
	52	(国)354号	館林市小桑原町		県	○
	53	(一)中島新町線	藤岡市立石	新宿2交差点	県	○
	54	(一)和田多中倉賀野線	高崎市倉賀野町		県	○
	55	(一)新田町新後閑線	高崎市和田町		県	○
	56	(一)八斗島境線	伊勢崎市上蓮町		県	
	57	(国)354号	伊勢崎市下蓮町		県	○
	58	(主)伊勢崎深谷線	伊勢崎市境木島	下蓮町交差点	県	
	59	(一)新地今泉線	伊勢崎市茂呂町2丁目	境木島三差路 交差点	県	
	60	(国)354号	太田市牛沢町		県	

3. 事故危険区間の追加区間

①-2 第3次社会資本整備重点計画「事故危険箇所」の追加（5/5）

【県管理路線(97箇所)】

基準	No.	路線名	対象地区 (地先名)	交差点名	管理者	事故ゼロ プラン
A	61	(一)妻沼小島太田線	太田市福沢町	福沢交差点	県	
	62	(国)354号	伊勢崎市境菟原	境菟原交差点	県	
	63	(一)鳥山竜舞線	太田市新井町	新浜公園入口 交差点	県	
	64	(一)鳥山竜舞線	太田市新野町	農村センター 入口交差点	県	
	65	(主)太田大間々線	太田市石橋町		県	○
	66	(国)354号	伊勢崎市境下武士		県	○
	67	(国)354号	伊勢崎市境下武士	社会体育館入 口交差点	県	
	68	(主)太田大間々線	太田市石橋町		県	
	69	(主)前橋安中富岡線	前橋市元総社町1丁目		県	
	70	(主)伊勢崎大間々線	伊勢崎市三和町		県	○
	71	(主)前橋大間々桐生線	前橋市粕川町前皆戸		県	
	72	(主)桐生伊勢崎線	太田市大原町	大原上交差点	県	
	73	(主)前橋大間々桐生線	桐生市宮前町1丁目	宮前町1交差点	県	
	74	(一)境木島大間々線	桐生市新里町新川		県	
	75	(主)高崎渋川線	渋川市渋川		県	○
	76	(主)渋川大胡線	前橋市菰窪町		県	○
77	(主)桐生田沼線	桐生市天神町1丁目		県	○	
78	(国)254号	富岡市一ノ宮	一ノ宮駅前交 差点	県		

基準	No.	路線名	対象地区 (地先名)	交差点名	管理者	事故ゼロ プラン
A	79	(国)354号	館林市羽附町	つつじが岡入 口交差点	県	○
	80	(主)前橋館林線	伊勢崎市宮子町		県	○
	81	(国)462号	伊勢崎市八斗島町	八斗島町交 差点	県	○
	82	(国)354号	太田市尾島町		県	○
	83	(主)佐野行田線	館林市下早川田町	下早川田町 交差点	県	○
	84	(主)高崎駒形線	高崎市新保町		県	
	85	(主)前橋長瀬線	高崎市京目町	京目町交 差点	県	○
	86	(主)前橋館林線	前橋市小屋原町		県	○
	87	(国)120号	沼田市下久屋町	下久屋町交 差点	県	○
	88	(国)462号	伊勢崎市美茂呂町	いせさき大橋南 交差点	県	○
	89	(一)香林羽黒線	伊勢崎市三和町		県	
B	90	(主)高崎駒形線	高崎市芝塚町、江木町		県	
	91	(国)254号	藤岡市上大塚		県	
	92	(主)前橋長瀬線	藤岡市中大塚		県	
	93	(国)254号バイパス	富岡市黒川	もみじ平公園入 口交差点	県	
	94	(主)桐生伊勢崎線	伊勢崎市八寸町	あずま跨線橋 交差点	県	
	95	(国)122号バイパス	太田市石原町	石原町南交 差点	県	○
	96	(国)122号	明和町川俣	川俣交 差点	県	
	97	(国)354号	館林市大谷		県	

3. 事故危険区間の追加区間

②公安委員会からの指摘区間

○公安委員会からの指摘区間として、下記の通達で実施される危険箇所の二次点検プロセスの指摘箇所などがあります。

平成23年5月付け

警察庁交通局長

「危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進に関する通達」

【一次点検】

重大事故が発生した場合、道路管理者等と事故発生原因、道路交通環境、同様の交通事故の再発を防止するための措置を検証するための**現地点検、検討会等の実施**します。

【二次点検】

道路交通環境が類似していることから、一次点検による道路交通環境の改善と同様の対策を講ずることにより、**効果的に重大事故の再発を防止することができる**と認められる場所について、対策の実施により道路交通環境を改善します。

③地域の声

○地域の声として、新たな地域からの要望区間(事故データには現れない安全性の危惧される区間)などがあります。

4. 次回委員会について

◆ 次回委員会は、平成27年度を予定

◆ 審議内容(予定)

① 事故ゼロプラン、最新の事業進捗の報告

② 事故ゼロプラン、対策フォローアップの報告

③ 事故ゼロプラン、事故危険区間の追加

◆ 取り組み紹介(予定)

④ 自転車通行環境整備の取り組み

⑤ 通学路交通安全の取り組み など